

# 社会福祉法人祥風会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥風会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 法人及び施設業務の為に出勤（1日2時間以上）したときは、日額7,000円を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合は前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

## (費用弁償)

第5条 役員等が、下記の法人業務に携わった場合次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は交通費は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会への出席及び監事が監査を実施した場合の費用弁償

日当	交通費
7,000円（税引き後）	2,000円

(2) 入所判定委員会への出席

日当
7,000 円 (税引き後)

(公表)

第7条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1、この規程は、平成29年4月1日から施行する。